

議案第36号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

1. 目的

医療法等の一部を改正する法律の施行により、社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

2. 規約変更の内容

大阪府後期高齢者医療広域連合規約について、第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更する。

3. 施行日

令和8年10月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年6月定例会

| | | | | | | |
|---|---|--|--|---|----|-----|
| 議案の 件名 | 議案第36号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に 関する協議について | 政策等 の区分 | 計画・事業・条例 <input checked="" type="checkbox"/> その他（規約の変更） | | | |
| 〈政策等の概要〉 | | 〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 | | | | |
| 大阪府後期高齢者広域連合及び府内市町村が行う後期高齢者医療制度の事務については、法令に定めがあるもののほか、この規約の定めによる。 | | 大阪府内市町村が同様の規約変更を行う。 | | | | |
| | | 〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） | | | | |
| | | 総事業費 | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | その他 |
| 〈政策等を必要とする背景〉 | | 〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 | | | | |
| 医療法等の一部を改正する法律の施行により、社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されたことに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるもの。 | | | | | | |
| 〈提案に至るまでの経緯〉 | | 〈総合計画等の整合〉 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月12日 医療法等の一部を改正する法律が成立 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正含む) 令和8年2月27日 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 公布 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正 令和8年10月1日施行) | | まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策 | 目 標 | 2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち | | |
| | | | 分野・方針 | 8 健康・医療 | | |
| | | | 施 策 | 1. 地域医療環境の充実 | | |
| 〈市民参加の状況〉 | | ○その他の計画（該当する場合のみ） | | | | |
| 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） | | 計画名称 | | | | |
| | | 策定年度 | | | | |
| | | 計画期間 | | | | |
| 〈政策等の実施時期〉 | | 令和8年10月1日 | | | | |
| 担当部局 | | 担当課 | | 添付資料（有の場合は、その名称） | | |
| 市民部 | | 医療保険課 | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表他） | | |

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>交付金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>交付金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> |